

あさひにほんごがくいん

# 旭日本語学院

がくそく がくせいせいかつ てび

## 《学則・学生生活の手引き》

もくじ  
目次

がくそく

### 学則

|  |   |
|--|---|
| I. 履修 <small>りしゅう</small> について .....   | 1 |
| II. 遅刻 <small>ちこく</small> ・欠席 <small>けっせき</small> ・休学 <small>きゅうがく</small> について..... | 4 |
| III. 停学 <small>ていがく</small> ・退学 <small>たいがくとう</small> 等について .....                    | 6 |
| IV. 授業料 <small>じゅぎょうりょう</small> の支払い <small>しはら</small> について.....                    | 7 |

がくせいせいかつ てび

### 学生生活の手引き

|   |    |
|---|----|
| I. 入国後 <small>にゅうこくご</small> すぐにとすること .....   | 9  |
| II. 校内生活 <small>こうないせいかつ</small> について.....  | 10 |
| III. 校内設備 <small>こうないせつび</small> について .....   | 12 |
| IV. 通学 <small>つうがく</small> について .....   | 13 |
| V. 在留 <small>ざいりゅう</small> 手続き <small>てつづ</small> や一時帰国 <small>いちじきこく</small> について..... | 14 |
| VI. アルバイトについて .....   | 16 |
| VII. 医療 <small>いりょう</small> について .....  | 17 |
| VIII. 地震 <small>じしん</small> について .....  | 18 |
| IX. 奨学金 <small>しょうがくきん</small> について.....  | 20 |
| X. 引っ越し <small>ひっこ</small> について .....   | 20 |
| XI. 日本 <small>にほん</small> での生活 <small>せいかつ</small> について .....                           | 21 |

旭日本語学院 (ASAHI NIHONGO GAKUIN)  
ASAHI JAPANESE LANGUAGE SCHOOL

2023.10.04 改訂かいてい

# がくそく 学則

もっと たいせつ しゅっせきりつ まいつき いじょう いじ  
最も大切なものは出席率。毎月95%以上を維持すること。

- しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう しゅっせきりつ わる がくせい こうしん みと  
・ 出入国在留管理庁は出席率が悪い学生のビザ更新を認めません。
- ほんこう しゅっせきりつ わる がくせい たい しんがく しゅうしょく ひつよう すいせんしょ しゅうりよう  
・ 本校は出席率が悪い学生に対して、進学や就職に必要な推薦書や修了  
しょうめいしょ だ  
証明書を出しません。
- せんもんがっこう だいがく しゅっせきりつ わる がくせい にゅうがく  
・ 専門学校や大学は、出席率の悪い学生を入学させません。

ほんこう にねんかん じかんいじょうべんきょう しゅっせきりつ じかん  
\* 本校では2年間に1,600時間以上勉強します。出席率95%とは、80時間  
いじょうけっせき いっ げつね おな ちしき す  
以上欠席したということです。1か月寝ていたのと同じです。どれだけ知識を捨てる  
ことになるとおもいますか。びょうき け がいがい がっこう やす しゅっせきりつ  
病気や怪我以外で学校を休むべきではありません。出席率  
は95%でもひくめざ  
低いです。100%を目指してください。

## りしゅう I. 履修について

### しゅうぎょうきかん ● 修業期間

| コース                      | にゅうがく<br>入学 | そつぎょう<br>卒業        |
|--------------------------|-------------|--------------------|
| しんがく ねん<br>進学2年コース       | がつ<br>4月    | よくよくねん がつ<br>翌々年3月 |
| しんがく ねん げつ<br>進学1年6か月コース | がつ<br>10月   | よくよくねん がつ<br>翌々年3月 |

### ちようききゅうぎょうきかん がつき ● 長期休業期間と学期

ねんど  
(2024年度)

|             |                             |              |                               |
|-------------|-----------------------------|--------------|-------------------------------|
| はるやす<br>春休み | ねん がつ<br>2024年3月23日 ~ 4月9日  | はるがつき<br>春学期 | ねん がつ<br>2024年4月10日 ~ 6月30日   |
| なつやす<br>夏休み | ねん がつ<br>2024年7月27日 ~ 8月20日 | なつがつき<br>夏学期 | ねん がつ<br>2024年7月1日 ~ 9月27日    |
| あきやす<br>秋休み | ねん がつ<br>2024年9月28日 ~ 10月9日 | あきがつき<br>秋学期 | ねん がつ<br>2024年10月10日 ~ 12月20日 |
| ふゆやす<br>冬休み | ねん がつ<br>2024年12月21日 ~ 1月7日 | ふゆがつき<br>冬学期 | ねん がつ<br>2025年1月8日 ~ 3月21日    |

じゅぎょうじかん  
● 授業時間

| ごぜん<br>午前クラス    |               | ごご<br>午後クラス     |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| じしゅうじかん<br>自習時間 | 08:55 - 09:10 | じしゅうじかん<br>自習時間 | 12:45 - 13:00 |
| じかんめ<br>1時間目    | 09:10 - 10:00 | じかんめ<br>1時間目    | 13:00 - 13:50 |
| じかんめ<br>2時間目    | 10:00 - 10:50 | じかんめ<br>2時間目    | 13:50 - 14:40 |
| きゅうけい<br>休憩     | (10分)         | きゅうけい<br>休憩     | (10分)         |
| じかんめ<br>3時間目    | 11:00 - 11:50 | じかんめ<br>3時間目    | 14:50 - 15:40 |
| じかんめ<br>4時間目    | 11:50 - 12:40 | じかんめ<br>4時間目    | 15:40 - 16:30 |
| じしゅうじかん<br>自習時間 | 12:40 - 12:55 | じしゅうじかん<br>自習時間 | 16:30 - 16:45 |

- ・オリエンテーションや行事などを行うことがあります。必ず参加してください。
- ・授業の前後に教室で自習する習慣を持ってください。あなたは1分間に単語がいくつ読めますか、漢字がいくつ書けますか。毎日教室で30分の自習をすると1年で100時間(6,000分)です。たくさん読んだり書いたりできます。
- ・語彙や漢字の勉強は時間がかかります。帰宅後も勉強をしてください。
- ・進学するためには、英語や数学、専門の勉強もしなければなりません。大学進学希望者は毎日10時間以上、大学院進学希望者は11時間以上の勉強が必要です。

きょうしよくいん  
● 教職員

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 8人以上 (内専任4人以上)
- (4) 生活指導担当者 3人以上 (内専任2人以上)
- (5) 事務職員 2人以上

ていいん  
● 定員

- ・学校の定員 146人
- ・クラスの定員 20人

へんせい  
● クラス編成

- ・クラスは学生の実力に合わせて編成されます。学生の任意によってクラスを変更することはできません。クラスの編成は、期末試験やプレースメントテスト後に教務会議により決定されます。
- ・学期の途中であっても、学生の学習状況により、クラスの移動を指示する場合があります。

せいせきひょうか  
●成績評価

- ・3か月に一度、期末テストを実施します。試験成績、授業態度、出席状況、提出物、課外活動などを総合して決定し、A、B、C、D、Eの5段階で評価します。

ついし  
(追試)

- ・病気または特別な事情で期末試験を欠席した場合、追試を受けることができます。

じゅぎょう かいし しゅうりょう  
●授業の開始・終了

- ・各時間、始業の礼で授業開始、就業の礼で授業終了とします。

- (1) 始業の礼 : 「起立。礼。」「よろしくお願ひします。」「着席。」
- (2) 終業の礼 : 「起立。礼。」「ありがとうございました。」

しゅっせききじゆん  
●出席基準

- ・授業開始時に教室内にいた者であっても、授業を受ける準備ができていない場合は不在として扱います。具体的には、以下の行為やこれに類する行為を含みます。

- (1) 携帯機器を所定の場所に置いていない。
- (2) 指定された席にいない。
- (3) 故意に始業後にトイレへ行く。
- (4) 居眠りをしている。

- ・授業1時間において、10分以内の不在は遅刻(または早退)として扱います。
- ・授業1時間において、10分を超える不在は欠席として扱います。
- ・出席率の計算は月ごとに行います。遅刻(または早退)5回につき、1回の欠席として計算します。

しゅうりょうきじゆん  
●修了基準

- ・以下の基準を満たした者にコース修了を認定します。

- ・コース全期間の合計出席率が80%以上であること。

- ・学校が求める日本語力を身につけていること。

次の(1)~(2)のいずれかである必要があります。

- (1) 日本語能力試験N4以上に合格していること。
- (2) 学校が定めた試験に合格していること。

- ・品性や素行に問題がないこと。

- ・学費が完納されていること。

## ● 推薦・身元保証基準

- ・ 専門学校・大学・大学院を受験する際に必要な推薦、身元保証を受ける場合は、以下の条件を満たしていなければなりません。
  - ・ 本学に半年以上在籍していること。
  - ・ 入学から発効日までの出席率が80%以上であること。
  - ・ 品性や素行に問題がないこと。
  - ・ 学費が完納されていること。

## II. 遅刻・欠席・休学について

### ● 遅刻や欠席の連絡

- ・ 遅刻や欠席をする場合は、できるだけ早く本人が学校に連絡すること。

(04-2941-5853)

- ・ 連絡なく遅刻や欠席をした場合は、教職員が自宅を訪問したり、エージェントや保証人(経費支弁者)に連絡したりします。

### ● 休学について

- ・ 病気や怪我など、やむを得ない事情で長期欠席する場合は、休学届にその事由を記し、医師の診断書を添えて提出し、学校の許可を得なければなりません。許可を得た者は復学することができます。ただし休学中でも授業料は納入しなければなりません。

### ● 学校へ電話をかける時によく使う言葉

- ・ おはようございます。 / あのう、 / もしもし。
- ・ わたしは〇〇クラスの〇〇です。
- ・ 〇〇先生はいらっしゃいますか。
- ・ [ 体調が悪い / 熱がある / 電車が止まっている ] ので、  
[ 休みます / 病院へ行きます / 遅刻します ]。
- ・ 「〇〇〇〇」と 〇〇先生に伝えていただけませんか。

### ● 公認欠席(公欠)

- ・ 学校説明会や入学試験、特別な活動など、やむを得ない理由で授業に出られない場合は、予め担任に申し出ること。学校が公欠と認めた場合は、出席扱いとします。

## 1) 進学関係

- ・学校説明会、出願、試験等による欠席は公欠とします。
- ・但し、故意に授業時間に説明会に参加する場合は欠席とします。

## 2) インフルエンザ、結核などの感染症

- ・感染症による欠席は公欠扱いとします。
- ・インフルエンザを発症（発熱）した後、その翌日から数えて5日間出席できません。また解熱した後、その翌日から数えて2日間出席できません。これは法律（学校保健安全法）で定められています。
- ・日本では毎年12月から3月にかけてインフルエンザが流行します。急に高熱が出て体が痛むなどの症状があったら、学校に連絡し、来校せずに病院へ行くこと。

## 3) 自然災害や感染症の流行による休校

- ・台風、大雪、大地震などによって通学が困難な場合や、校内で感染症がひどく流行している場合は、理事長の判断で休校とします。
- ・年間の授業数が合計800時間に満たなくなる場合は、休業期間に補講授業を設けます。

## ●出席率

- ・自分の出席率は常に確認すること。
- ・入管の最低基準は80%です。80%以下の学生はビザ更新ができません。

## ●出席率が悪い者への対応

- ・教職員が学生と面談を行い、面談記録を取ります。
  - (1) 1か月間、出席率が80%未満となった場合：
    - ・担任又は生活指導担当者が面談します。
  - (2) 2か月間、出席率が連続して80%未満となった場合：
    - ・担任又は生活指導担当者が面談します。【誓約書の提出】
  - (3) 3か月間、出席率が連続して80%未満となった場合：
    - ・主任及び生活指導担当者が面談します。【退学届の作成】
  - (4) 改善が見られない場合：
    - ・主任及び理事長が面談します。退学もあり得ます。

● 遅刻や欠席に関する特記事項

- 旧正月、誕生日、家族や知人の来日、アルバイトなどを理由に遅刻や欠席をすることを強く禁止します。留学生として来日している以上、勉学を最優先し、自分の将来のために行動してください。大学や会社に入った後も同様です。日本の慣習に従えない人は日本で生活できません。本気で勉強している姿勢を見せて、国の家族や知人にもあなたが将来のために頑張っていることを理解してもらってください。

### Ⅲ. 停学・退学等について

● 訓告・停学処分

- 以下の一に該当する場合は訓告または停学処分とします。
  - (1) パスポート・在留カード・学生証・定期券等の不正使用を行った者
  - (2) 校内外の試験で不正行為を行った者
  - (3) 無断で帰国した者
  - (4) 日本の法律違反行為を行った者
- 重大な違反行為があった場合は、退学または除籍になることがあります。

● 退学処分

- 以下の一に該当する場合は退学処分とし、出入国在留管理庁に報告されます。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 風俗関係でのアルバイトなど、万一違法にアルバイトをしていることがわかった場合は、本校を退学になるだけでなく、日本国から強制退去処分されます。
- 退学者が帰国の手続きを守らなかった場合、また重大な違反行為があった場合は、除籍処分となる場合があります。除籍後は学校から証明書は一切発行しません。

● 退学後の出国や帰国の報告

- 退学後、2週間以内に出国しなければなりません。
- 出国の際は、通関職員に「完全帰国」であることを伝え、在留カードに穴を開けてもらうこと。
- 出国後1週間以内に、穴の開いた在留カードの写真およびパスポート(顔写真の

あるページや出 国日のスタンプのあるページ) の写真を本学に送ること。

●退学後の在 留資格変更の報告

- ・帰国せずに日本で在 留資格を変更した場合は、申請中のパスポートのコピーを本学に提出すること。
- ・また、新しいビザを取得したら1週間以内にパスポートのコピーを本学に提出すること。

●転校

- ・在 学中に他の日本語学校へ転校することは原則として認めません。

## IV. 授業料の支払いについて

●納付金

|                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| (1) 入学選考料              | 20,000 円                    |
| (2) 入学金                | 60,000 円                    |
| (3) 授業料                |                             |
| 進学2年コース                | 年額600,000 円 (総額1,200,000 円) |
| 進学1年6か月コース             | 年額600,000 円 (総額 900,000 円)  |
| (4) その他の納付金 (施設費、教材費等) |                             |
| 進学2年コース                | 年額 60,000 円 (総額 120,000 円)  |
| 進学1年6か月コース             | 年額 60,000 円 (総額 90,000 円)   |

●授業料納付期限

- ・学生はその在籍中は出席の有無にかかわらず、所定の期日までに授業料を納めなければなりません。

・納付期限は1月31日または7月31日です。

- ・一旦納入した学納金は返還できません。
- ・未納の学生については、証明書の発行、ビザの手続き、授業への出席許可などを制限します。

●授業料の分納

- ・授業料の分割を希望する学生は事務へ早く申し出てください。分割する場合は、その内容によって手数料を請求します。



# がくせいせいかつ てび 学生生活の手引き

## I. 入国後すぐにとすること

- 在留カードの取得 … 「V. 在留手続きや一時帰国について」参照  
・空港でもらいます。

- 資格外活動の登録 … 「VI. アルバイトについて」参照  
・空港か出入国在留管理庁（入管）でします。

- 住民登録 … 「V. 在留手続きや一時帰国について」参照  
・市役所でします。

- 国民健康保険への加入 … 「VII. 医療について」参照  
・市役所でします。

- 国民年金への加入 … 「VII. 医療について」参照  
・市役所でします。

- 銀行口座の開設  
・「ゆうちょ銀行」（国営銀行）で口座を開設してください。

- ・入国6か月後から日本語でコミュニケーションできれば、他の銀行（民営銀行）でも口座を開設することができます。

- ・開設にはパスポートと在留カードを持っていくこと。  
・ビザ更新のときに入管に提出する資料として、出入金記録は大変重要です。

- 電話の契約  
・銀行口座を開設したら、電話（携帯電話やスマートフォン）の契約ができます。パスポートと在留カード、キャッシュカードを持って、お店へ行ってください。  
・電話を買ったり電話番号が替わったりした場合は、必ず学校に新しい電話番号を教えてください。



## II. 校内生活について

あなたの行動や態度によって、あなたの国や民族の評価が決まります。

### ● 筆記用具について

- 試験や宿題など、書き直す可能性があるものについては、シャープペンシルや鉛筆を使ってください。
- 入学願書など、書き直す可能性がないものについては、黒のボールペンを使ってください。フリクションや黒以外のボールペンを使ってはいけません。

### ● 飲食について

- 授業中に飲食したりガムを噛んだりすることを禁じます。
- 学校へ飲み物を持ち込む場合は、ペットボトルや水筒など、蓋のある容器を使ってください。アルコール類は禁止です。
- 校内で食事をする場合は、匂いに配慮してください。
- 授業中、机の上に飲食物を置かないこと。

### ● 学校内における服装や姿勢について

- サンダルや裸足で授業を受けないこと。
- 帽子を脱ぐこと。
- 足を組んだり、貧乏ゆすりをしたりしないこと。
- 授業中におしゃべりをしたり、寝たりしないこと。
- 教科書を忘れたときは、コピーを取って用意しておくこと。

### ● 授業後の注意点

- テストや宿題等を確認してください。
- 自分の荷物、およびゴミはすべて持って帰ること。
- 椅子をしまうこと。

### ● 喫煙について

- 学校内、学校寮、及びその周辺での喫煙を禁じます。
- 日本では歩きたばこが禁止されています。特に駅周辺は禁煙エリアになっている場所が多く、違反すると罰金を取られます。
- 喫煙者は携帯灰皿を携行してください。禁煙のレストランや喫煙者を採用しない

きぎょう が増えて います。 卒煙 を 勧め ます。

- 携帯機器 (スマートフォンや携帯電話など) の使用
  - ・ 授業の録音、録画、撮影は、教師の許可がある場合を除き、禁止です。
  - ・ 学校のコンセントを使って充電しないでください。
  - ・ 携帯機器は授業が始まる前に電源を切り、所定の場所に置いてください。
  - ・ 基本的に、学校を出るまで携帯機器に触らないようにしてください。(単語の予習などは自宅です) 携帯機器を使う場合は、勉強する場においてふさわしい使い方を心がけてください。

※ 携帯機器が手元にあると勉強に集中できなくなる人もいるため、このような規則を作ることになりました。不便があるかもしれませんが、理解してください。

- 学校でのごみの処理
  - ・ 基本的にごみは持ち帰ること。現代日本では、通常ごみを自宅で捨てます。
  - ・ 教室や廊下を清掃した際に集めた埃やティッシュなどは、学校のごみ箱に捨ててもいいです。

- 校内の掃除について
  - ・ 毎日、各クラスで日直を決めて教室を掃除します。
  - ・ 廊下などは清掃員さんが掃除をしますが、学生が協力し合って校内をきれいに保つようにしてください。

- 礼拝について 《イスラム教》
  - ・ ムスリムにとって礼拝が大切な行為であることは理解しますが、日本での生活に合うように時間や場所を考慮すること。必要があれば学校の一部を礼拝所として使うことを認めますが、学校とよく相談してください。

- その他
  - ・ 周囲の人が不快に感じることは慎むこと。
  - ・ お金の貸し借りは絶対にしてはいけません。
  - ・ 電話番号、住所、アルバイト先を変えた場合は、担任と事務室に変更内容を伝えること。

### III. 校内設備について

#### ● 事務室や講師室への入室

- ・ 事務室や講師室へ入る時はノックをして許可を得ること。
- ・ ポケットに手を入れたり帽子を被ったりしたまま教職員と話することがないように、態度にも気を付けてください。

#### ● 事務室

##### (証明書の発給)

- ・ 事務室の受付時間は月曜日～金曜日の9:00～17:00です。
- ・ 各種証明書等は3営業日前までに手数料を添えて申し込んで下さい。急ぎの場合、書類一通につき500円の特急料金がかかります。但し、すぐ作成できない書類もありますので、余裕を持って申し込んで下さい。

##### (学生証)

- ・ 学生証は授業料納付期間だけ有効です。有効期間を過ぎた場合は更新しますので事務室に届け出て下さい。但し、紛失した場合は再発行の手数料(2,000円)がかかります。

#### ● トイレについて

- ・ 使用後は必ず水を流し、汚した場合は必ず自分できれいに掃除してください。
- ・ トイレトペーパー以外のものを流さないでください。

#### ● 図書室の利用

1. 1階の図書室の本は学生が借りることができます。「レベル別日本語多読ライブラリー」は留學生のために書かれた本です。ぜひ活用してください。
2. 本を借りるときは貸出ノートに記入してください。貸出期間は2週間です。又貸しをしてはいけません。

#### ● 学校での自習

- ・ 1階の図書室や空き教室を自由に使ってください。(08:50～17:00)
- ・ 退室時、ゴミを持ち帰ることやエアコンを止めることを忘れないでください。

## ● 掲示けいじ板ばん

- 廊下ろうかと教室きょうしつ内の掲示けいじ板ばんに、進学しんがくやアルバイト、国際交流こくさいこうりゅう、学校行事がっこうぎょうじ、試験結果しけんけっかなどの情報じょうほうを掲示けいじするので、各自かくじかくにん確認かくにんすること。
- 学生がくせいが掲示けいじ板ばんを利用りようしたい場合は学校がっこうの許可きょかを得ること。

## IV. 通学つうがくについて

### ● 自転車じてんしゃ・オートバイでの通学つうがくについて

- 自転車じてんしゃは必ずかなら学校がっこうの駐輪ちゅうりんスペースとに止めること。日本にほんでは違法駐輪いはうちゅうりんをすると罰金ばっきんがあります。
- オートバイでの通学つうがくは禁止きんしです。

### ● 交通費こうつうひについて

- 学校がっこうまでの交通費こうつうひは学生がくせいが負担ふたんしてください。
- 本校ほんこうは一般いっぱんの大学だいがくや高校こうこうとは異なるため、学割がくわりのある定期券ていきけん（通学定期券つうがくていきけん）の購入こうにゅうはできません。通常つうじょうの定期券ていきけん（通勤定期券つうきんていきけん）は買えます。
- 体験学たいけんがく習しゅうや行事ぎょうじなどで学校外がっこうがいへ移動いどうすることがあります。その場合ばあいの交通費こうつうひも学生がくせいが負担ふたんしてください。但し、遠くへ出かけるために学校がっこうがバスを借りるなどした場合は学校がっこうが負担ふたんします。

### ● 自転車じてんしゃに関する法律かん ほうりつ

- 自転車じてんしゃを買ったら、自転車屋かで防犯登録じてんしゃや ぼうはんとうろくをしなければなりません。600円えんで8年有効ねんゆうこうです。
- 埼玉県さいたまけんでは2018年4月ねんしがつから自転車保険じてんしゃほけんの加入かにゅうも義務化ぎむかされました。罰則ばつそくはありませんが、積極的せっきよくてきに加入かにゅうしてください。保険料ほけんりょうはさまざまさまざまです。（1,000～6,000円えん/年ねん）
- 車道しゃどうの左側ひだりがわを走はしってください。危険きけんを感じる道かんの場合みちだけ、歩道ばあいを徐行ほどうしてくださじょうこうい。
- 二人乗りふたりの、飲酒運転いんしゅうんてん、傘さし運転かさ うんてん、並進へいしん、夜の無灯火よる むとうか、信号無視しんごうむしは禁止きんしです。
- 埼玉県さいたまけんでは片耳イヤホンも禁止きんしです。
- 2023年4月1日どうろこうつうほうから道路交通法ちやくよう どうりよくぎむでヘルメット着用ちやくようが努力義務どりよくぎむとなりました。

# V. 在留手続きや一時帰国について

## ● 在留カードについて

- 在留カードをいつも携帯することが法律で決められています。携帯していない場合は、最高20万円の罰金を払うことになります。
- 来日後、14日以内に、自分の住んでいる市の市役所に転入届を出さなければなりません。この際、在留カードを持参してください。



表面



裏面

## ● 住民登録（転入届）

- 入国後、14日以内に、住んでいる市区町村の役所で住民登録を行うこと。市役所で「転入届」に記入し、在留カード、パスポートと一緒に窓口へ提出してください。

## ● ビザの更新について

- ビザの更新は、学校で一括して申請手続きを行います。ただし、以下の条件を満たしていなければなりません。出席率や性行が悪い学生は個々に入管に行き申請してください。

- 入学からの出席率が80%以上であること。
- 品性や素行に問題がないこと。
- 学費や寮費が完納されていること。

- 申請手続きの時期が近づいたら説明会を行うので、必ず参加してください。ビザの更新や変更が許可されると、新しい在留カードが交付されます。

※個人で出入国在留管理庁へ行く場合は、申請書の記入漏れや間違いがないか、学校の事務所で確認してもらってください。

いちじきこく

### ●一時帰国について

げんそく ちようききゆうぎようきかんいがい いちじきこく みと

- ・原則として、長期休業期間以外の一時帰国は認めません。

こうくうけん か まえ しょうてい ようし たんにん じむしつ ようし きにゆうご たんにん  
・航空券を買う前に所定の用紙を担当または事務室からもらい、用紙に記入後、担任の承認を受けること。無断帰国をした場合、もしくは学校から許可を得た期間を超えた場合は、停学処分とします。

ちようききゆうぎようきかん にほん さまざま ところ み い よ きかい  
※長期休業期間は日本の様々な所を見に行くことができる良い機会ですから、ぜひ日本を知るための期間として利用してください。長期休業期間に来日する観光客が大勢いることに留意してください。

さいにゆうこくきよか

### ●再入国許可について

にほん しゅこく さい ざいりゅう わす も い  
・日本を出国する際、在留カードも忘れずに持って行ってください。

しゅこくしんさ まえ こうこう しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう さいにゆうこくしゅこくきろく  
・出国審査の前に、空港や出入国在留管理庁で「再入国出国記録」(EDカード)をもらってください。必ず「みなし再入国許可による出国を希望します。」にチェック(☑)すること。チェックを忘れると、すぐに日本に戻ることができなくなります。

しゅこくごいちねんいなく さいにゆうこく ざいりゅうしかく うしな しゅこくごいちねんみまん  
・出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われます。出国後1年未満に在留期限が到来する場合は、その在留期限内に再入国しなければなりません。

ざいりゅうきげん いちねんいじょうのこ しゅこく いちねんいじょうけいか あと さいにゆうこく  
・在留期限が1年以上残っていて、出国から1年以上経過した後には再入国する場合は「再入国許可」を事前に取得する必要があります。

### ●在留資格の取り消しについて

そつぎよう たいがく げつ た ざいりゅうしかく りゅうがく と け ざいりゅう  
・卒業や退学をして3か月が経つと、在留資格(留学ビザ)が取り消されます。在留資格(留学ビザ)が取り消されると、在留期限が残っていても不法滞在者となってしまいますので、十分注意してください。

### ●結婚した場合など

しめい こくせき しょぞくきかんとく か ばあい にゆうかん へんこう とど で おこな  
・氏名、国籍、所属機関等が変わった場合は、入管に変更の届け出を行わなければなりません。

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう にゅうかん うけつけじかん  
**東京出入国在留管理庁（入管）の受付時間**

えいぎょうび げつようび きんようび ひるやす  
**営業日**：月曜日～金曜日 9:00～16:00 (12:00～13:00は昼休み)

きゅうぎょうび どよう にちよう しゅくじつ  
**休業日**：土曜、日曜、祝日、および12月29日～1月4日

じゅうしょ とうきょうとみなとく こうなん  
**住所**：東京都港区 港南5-5-30

こうつう しながわえき こうなんぐち ひがしぐち と しながわぶとうじゅんかんの  
**交通**：JR品川駅 港南口（東口）から 都バス「品川埠頭循環」に乗って  
 「東京入国管理局前」下車

ざいにち しゃかいしゅぎきょうわこくたいしかん  
**在日ベトナム社会主義共和国大使館**

じゅうしょ とうきょうとしぶやくもとよぎちよう  
**住所**：〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町50-11

でんわばんごう  
**電話番号**：03-3466-3311 FAX：03-3466-3312

かいかんび げつようび きんようび  
**開館日**：9:00～12:00, 14:00～17:00 (月曜日から金曜日まで)

## VI. アルバイトについて

じかん  
**●アルバイトの時間**

- 留学ビザを持つ人は、1週間に28時間以内で学業に支障を及ぼさない範囲でアルバイトが認められています。但し、バーやキャバレー、パチンコ店などの風俗営業に関わる業種は認められません。
- 夏休みなど、長期休業期間は一日8時間（週40時間）までのアルバイトが認められています。

しかくがいかつどう とうろく  
**●資格外活動の登録**

- アルバイトをするときは、入国する空港または入管で「**資格外活動許可**」を取らなければなりません。
- 入国前に専用の申請書に**予め必要な情報**を記入し、入国審査時に空港で適宜入国審査官に提出すると簡便です。
- 資格外活動許可を取得することなく、または許可の時間数や職種**の範囲を超えて就労している場合**、強制退去・罰金・懲役などの処分を受けます。これは学内で行うアルバイトについても例外にはなりませんので、必ず資格外活動許可の申請をするように注意してください。

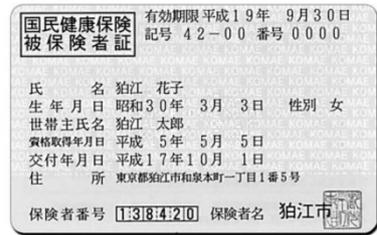
新設第二十九号様式(第十九号様式) 在留資格外活動申請書  
 APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

1. 氏名 (Name) \_\_\_\_\_  
 2. 性別 (Sex) \_\_\_\_\_  
 3. 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_  
 4. 出生年月日 (Date of Birth) \_\_\_\_\_  
 5. 在留資格 (Status of Residence) \_\_\_\_\_  
 6. 在留期間 (Period of Residence) \_\_\_\_\_  
 7. 申請する活動の種類 (Type of Activity) \_\_\_\_\_  
 8. 活動の期間 (Period of Activity) \_\_\_\_\_  
 9. 活動の場所 (Place of Activity) \_\_\_\_\_  
 10. 活動の目的 (Purpose of Activity) \_\_\_\_\_  
 11. 活動の収入 (Income from Activity) \_\_\_\_\_  
 12. 活動の費用 (Expenses for Activity) \_\_\_\_\_  
 13. 活動の設備 (Equipment for Activity) \_\_\_\_\_  
 14. 活動の保証人 (Guarantor for Activity) \_\_\_\_\_  
 15. 活動の承認 (Approval for Activity) \_\_\_\_\_

## いりょう VII. 医療について

### ● 国民健康保険について

- 留学ビザの学生は全員、市役所で国民健康保険に加入してください。国民健康保険は留学生の権利であり、義務でもあります。加入するためには在留カードとパスポートが必要です。



- 加入後、国民健康保険証が交付されます。病院へ行く際は必ず持って窓口に提出すること。加入者が病院へ行った時、自己負担額が30%で済みます。
- 後日、保険料の請求書が自宅に届くため、近くのコンビニで支払うこと。保険料は所得や地域によって変わります。

### ● 国民年金について

- 20歳以上の人は留学生であっても加入義務があります。1か月あたり16,520円(2023年度)です。10年以上払えば、年を取った時に日本国から毎月年金がもらえます。その他、事故で障害を負ったり死亡したりした場合も、本人や遺族に毎月年金が支給されます。
- 払えない場合は、学生納付特例という免除制度がありますので、市役所へ行って申請してください。
- 留学生は帰国時に脱退一時金を受けることができます。将来日本で働く可能性があるなら脱退しない方がいいです。また海外に住みながら年金を払うこともできます。詳細は日本年金機構のウェブサイトで確認してください。

(日本年金機構(Japan Pension Service)) <http://www.nenkin.go.jp/international>

### ● 定期健康診断について

- 1年に2回、5月と11月に学校でレントゲンによる結核検診を行います(無料)。必ず受診してください。大学等への出願の際には健康診断書が要求されます。
- 受診しなかった場合、自分で保健所へ行き、結核検診を受ける必要があります。(有料)
- レントゲンを撮る日は、ネックレスを身につけず、無地のシャツを着て来てください。髪が長い人はヘアゴムを用意しておいてください。

● 近所の病院について

- 健康診断書が必要なときは、学校でレントゲンの受診証明書をもらってから病院に行ってください。診断書の費用が少し安くなります。
- 診断書の即日発行は難しいので、4～5日の余裕を持って病院で頼んでください。

---

■ 社会医療法人 東明会 原田病院 (Harada Hospital)

電話 : 04-2962-1251

住所 : 埼玉県 入間市 豊岡 1-13-3

<http://www.harada.or.jp/>

(月～土) 08:00～11:30 / 11:40～16:30

---

■ 医療法人 永仁会 入間ハート病院 (Iruma Heart Hospital) [英語可]

電話 : 04-2934-5050 Fax : 04-2934-5033

住所 : 埼玉県 入間市 小谷田 1258-1

<http://www.eijinkai.jp/>

一般内科 : (月～金) 08:30～11:30 / 15:00～17:30  
(土) 08:30～11:30

---

## Ⅷ. 地震について

● 地震直後にすること

- 倒れやすい家具やガラス窓から離れ、頭を守って机の下に隠れましょう。
- ガスやストーブの火を消そうとしなくてもいいです。自動で消えます。
- 大きな地震の場合は、揺れが収まってから、頭上からの落下物に気をつけて外の広い場所に出ましょう。
- 絶対に慌てて外に飛び出してはいけません。日本では建物の中の方が安全です。
- エレベーターには乗ってはいけません。閉じ込められることがあります。

●地震が収まってから安否の連絡

- 大きな地震が発生したら、学生は自分の安否（怪我がないかどうか）と居場所を学校や先生にすぐに連絡してください。
- 学校から学生一人一人に連絡するのは難しいので、必ず学生が学校または先生に連絡してください。
- 非常事態のとき、普通の電話は通信制限されます。インターネットを使う連絡手段が有効です。公衆電話も使えます。
- 学校のホームページに学校からの連絡事項を掲示しますので、毎日見てください。

●避難所

- 大きな地震が発生したら、小学校や中学校などが避難所になります。家が危険な場合、避難所で寝てください。水や毛布があります。情報も集まります。
- 日本では大きな災害が起ころうとも、すぐに電気や水道が使えるようになります。他の地域からすぐに救済物資やボランティアの人が集まります。安心してください。
- あなたより日本語が下手な外国人がいます。あなたが通訳になって助けてあげてください。

●日頃の備え

- 水  
水さえあれば生きられます。ペットボトルを1本、自宅に常備しましょう。
- ラジオ  
地震の正しい情報が得られます。くれぐれもインターネットのデマに惑わされないようにしましょう。
- 手動充電器  
ラジオ付きやUSB付きの物があります。便利です。
- 避難所の確認  
近所の小学校や中学校の場所を覚えておきましょう。ここで宿泊したり、水や食料を得たりすることができます。
- ネットワークづくり  
近所に旭日本語学院の学生はいませんか。近所の日本人に挨拶をしていますか。日頃のコミュニケーションを大切にしましょう。非常時は共に助け合う仲間が必要です。

## IX. 奨学金について

### ● 複数の奨学金がある

#### ■ 私費外国人留学生学習奨励費

- ・ 毎月52,000円（12か月支給）
  - ・ 条件 ①出席率100% ②成績オールA
- ※当校で推薦しても選ばれない場合もあります。

## X. 引っ越しについて

### ● 手続き

- ・ 市外へ引っ越す時は、元の市の市役所で「転出届」を出して「転出証明書」を交付してもらうこと。
- ・ また、引っ越してから14日以内に新しい住所地の役所に「転出証明書」と「在留カード」を持って行き、「転入届」を出すこと。14日間の期日が過ぎると罰金を取られることがあります。
- ・ 前の住居と新しい住居で、水道・電気・ガス・インターネットの手続きをしなければなりません。水道会社、電気会社、ガス会社等に連絡してください。その際、名義人とお客様番号を聞かれるので、請求書か領収書を見ながら電話するのがいいです。
- ・ 郵便局へ行き、住所変更届を提出してください。1年間、古い住所に送られた郵便物を新しい住所に転送してもらえます。
- ・ 銀行、カード会社、携帯電話会社にも住所変更届を出しておく必要があります。

### ● 連帯保証人について

- ・ 部屋を借りる時に保証人が必要な場合があります。保証会社を利用するなど、学生個人の責任で保証人を探すこと。本校の教職員は学生の保証人になりません。

## にほん せいかつ XI. 日本での生活について

### ●日本語だけで生活すること

- 頭の中でも日本語で考えてください。町の中で知らない漢字を見たら、すぐに意味を調べてください。
- あなたが国のドラマを見たり母国語でおしゃべりしたりしている時間、他の留学生は日本語を勉強していることを忘れないでください。
- 問題が起きた時こそ日本語を使うチャンスです。「困っているから母国語で相談したい」と考えるのではなく、日本語で日本人に説明できるように一生懸命言葉を調べてください。
- 5分あれば何か勉強ができます。通学時間や休み時間を有効に使ってください。
- 勉強に疲れたら町の中を歩いてください。必ず発見があります。日本人の生活を見たり、店員と話したりするのも勉強です。お祭りや交流会など、できるだけ様々なイベントに参加してください。

### ●大声で話さないこと

- 理解できない言葉を長時間聞かされると、誰でもイライラしたり不安になったりするものです。母国語で大声で話さないようにしてください。
- 日本のアパートは壁が薄いです。夜洗濯機を使ったり掃除機を使ったりしないでください。TV・ステレオ・楽器などの音量にも注意してください。日本人に「うるさい外国人がいる」と思われないようにしましょう。

### ●電車

- SUICA（またはPASMO）があれば、切符を買わなくても電車に乗ることができるので便利です。SUICAはコンビニやスーパーでの買い物でも使うことができます。
- 「女性専用車 Woman Only」には、女性だけ乗ることができます。（ラッシュアワーでなければ、男性も乗ることができます。）
- 混んでいる電車の中で、飲食したり電話で話したりするのはマナー違反です。
- 電車を待つとき、列に並んで待っていてください。降りる人が全員降りてから乗車してください。

### ●ごみについて

- 家でごみを捨てる時は、地域のゴミ出しのルールを守ってください。

- ・コンビニのごみ箱には、その店で買った物しか捨ててはいけません。
- ・リサイクルごみは、スーパーの前にあるリサイクルボックスでも毎日回収しています。

### ●ユニットバス・洗面所・トイレの掃除

- ・水あかやカビなどを付着させないように、週に1度は掃除をした方がいいです。
- ・髪の毛を排水管に流すといずれ詰まります。ネットなどを利用して、髪の毛を排水管に流さないようにしてください。

### ●換気

- ・日本は、夏は湿気が多く、冬は結露しやすいので、カビが生えやすいです。換気扇や換気窓を活用して室内の換気に心がけましょう。
- ・カビを発見したらすぐに拭き取るなどのお手入れを。部屋をきれいに使わないと、引越するとき敷金を返してもらえなくなります。

### ●防犯対策

- ・在宅中でも必ずドアに鍵をかけてください。
- ・出かける時は、ちょっとの間でも必ずすべての窓に施錠しましょう。
- ・女性は下着を外に干さない方がいいです。また、部屋の内部が見られないようにカーテンはしっかり閉めましょう。
- ・ごみを捨てる時、自分の名前や住所などが書かれている紙は、小さくちぎってから捨てるようにしましょう。

### ●次のことも犯罪です。気を付けてください。

- ・在留カードを持たずに散歩すること
- ・在留カード、学生証、国民健康保険証を貸したり借りたりすること
- ・風俗店の宣伝のティッシュ配り、風俗店の掃除のアルバイト
- ・パチンコ店、マージャン店、バー、スナックでのアルバイト
- ・刃の長さが6cm以上のナイフや包丁を持ち歩くこと
- ・ごみ捨て場に捨てられている物を持って帰ること
- ・許可なく動物、鳥、魚、虫を捕獲すること
- ・他人の家の庭や公園で、果実や植物を取ること（落ちているものもダメです）

※ 外国がいくにいるときは、常つねにあなたあなたが国くにの代表だいひょうとして見みられていることを忘わすれないでください。あなたあなたの言動げんどうであなたあなたの国くにや民族みんぞくのイメージきが決きまってしまうます。

「学則がくそく」「学生生活がくせいせいかつの手引きてび」は日本語にほんごで書かいたものを各国語かっこくごに翻ほんやく訳やくしています。  
日本語版にほんごばんと各国語版かっこくごばんの間あいだに違ちがいがある場合は、日本語版にほんごばんを優ゆう先せんします。